

## 只見町「道の駅」基本計画策定業務委託業者選定プロポーザル実施要領

この要領は、只見町「道の駅」基本計画策定業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

### 1. 業務の目的

只見町（以下「町」という。）は、ユネスコエコパークに登録されるなど、豊かな自然・文化・歴史などによる観光資源は豊富であるが、急激な少子高齢化・人口減少の進行は産業全般に影響を与えている。今後5年程度の間にはJR只見線の復旧や国道289号八十里越の開通が見込まれるなど、町を取り巻くインフラ環境は大きく変わろうとしている。そうした環境の変化を町の更なる発展に向けた起爆剤とすべく、地域活力の向上を図るため、「地域資源を活かした観光交流」と「地場産品を生かした地域振興」の拠点として道の駅の早期整備が求められている。

このことから「第七次只見町振興計画」で掲げる「働きがいのあるまちづくり」の実現に向けて、「道の駅」整備に向けた課題及び課題解決に向けた具体的な検討を行うため、只見町「道の駅」基本構想を踏まえた『只見町「道の駅」基本計画』を策定する。

（下記の参考資料参照）

#### ※ 参考資料

- ①只見町「道の駅」基本構想
- ②只見町人口ビジョン
- ③只見町第七次総合振興計画（平成28年度～平成37年度）

### 2. 業務内容

本要領及び只見町「道の駅」基本計画策定業務委託業者選定プロポーザルに関する提案仕様書に記載のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として特定された企業等の企画提案内容に応じ、仕様を変更することがある。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）までとする。

ただし、委託期間内に業務完了が困難な場合は受託候補者と協議調整する。

#### 4. 業務に要する費用

(1) 事業費限度額 940万円(税込)

※参考見積書の金額が、業務に要する費用(事業費限度額)を超過した場合は失格とする。

(2) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、町は契約金額以外の費用を負担しない。ただし、新たな町の要望事項については、この限りではない。

#### 5. 受託候補者の選定方式

これまで他自治体あるいは国などにおいて、道の駅にかかる基本計画策定に実績がある参加者から優れた企画提案・計画策定能力を求め、町の目指す「只見ならではの道の駅」として、「地域資源を活かした観光交流の拠点」、「地場産品を生かした地域振興の拠点」の整備を通じた地域活力の向上を図る必要があることから、公募型プロポーザル方式にて受託候補者を選定する。

#### 6. プロポーザル参加資格要件

- ① 参加表明書類等の提出時点で町の物品購入等及び役務の提供に係る競争入札参加資格があり、かつ日本国内において同種、類似業務の受注及び履行完了実績のある者
- ② 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4規定に該当しない者
- ③ 只見町が定める条例・規則・要綱、その他の法令の定めによる指名停止を受けていない者
- ④ プロポーザルに参加する他の者と資本関係(親会社・子会社の関係等)又は人的関係(取締役等の兼務等)がないこと。
- ⑤ 只見町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年11月27日訓令第27号)に定める排除措置対象者でないこと。
- ⑥ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の適用となる団体でないこと。
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立て

がなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以降迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。

- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 7. 提案会社等の実績要件

提案会社等の業務実績要件は、参加意向表明時点において、平成22年度以降に以下に示す同種又は類似業務の完了実績を1件以上有していること。

同種業務：道の駅基本計画策定又は道の駅基本構想策定に関する業務

類似業務：道の駅基本設計又は道の駅詳細設計に関する業務

## 8. 技術者の資格要件

管理技術者及び担当技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、技術士（建設部門：道路）のいずれかの資格を有するものを配置できること。また、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある社員であること。

## 9. プロポーザルの日程（予定）

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ① 告示                 | 令和2年1月 7日（火）       |
| ② 参加表明に係る質問受付締切      | 令和2年1月20日（月）午後5時まで |
| ③ 参加表明書類等締切          | 令和2年1月23日（木）午後5時まで |
| ④ 参加資格の通知            | 令和2年1月下旬           |
| ⑤ 企画提案に係る質問受付締切      | 令和2年2月 5日（水）午後5時まで |
| ⑥ 企画提案書等受付締切         | 令和2年2月 7日（金）午後5時まで |
| ⑦ 1次審査（書類審査）         | 令和2年2月 中旬          |
| ※参加表明者が概ね5者を超えた場合に実施 |                    |
| ⑧ 1次審査結果通知           | 令和2年2月 中旬          |
| ⑨ 2次審査（プレゼンテーション）    | 令和2年2月 下旬          |
| ⑩ 審査結果通知             | 令和2年2月 下旬          |
| ⑪ 契約締結               | 令和2年3月 月上旬         |
| ⑫ 業務開始               | 契約締結日から            |

## 10. 各資料の交付

### (1) 交付資料

- ① 只見町「道の駅」基本計画策定業務委託業者選定プロポーザル実施要領及び関係様式
- ② 只見町「道の駅」基本計画策定業務委託業者選定プロポーザルに関する提案仕様書
- ③ 只見町「道の駅」基本構想
- ④ 第七次只見町振興計画
- ⑤ 只見町人口ビジョン

### (2) 交付場所

- ① 只見町役場 観光商工課 観光交流推進室
- ② 只見町ホームページにファイルを掲載

## 11. 質問の受付及び回答

### (1) 提出期限

参加表明に係る質問：令和2年1月20日（月）午後5時まで（必着）

企画提案に係る質問：令和2年2月 5日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

プロポーザル提案書作成に関する質問書（様式第10号）により下記アドレスに電子メールにより提出すること。なお、メール送信時の件名は下記のとおりとする。

・電子メールアドレス：suishin@town.tadami.lg.jp

・件名：

参加表明に係る質問＝只見町「道の駅」基本計画策定業務に関する質問（参加表明）

企画提案に係る質問＝只見町「道の駅」基本計画策定業務に関する質問（企画提案）

### (3) 回答日及び回答方法

随時、町ホームページにて回答。（競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く）

## 12. 参加表明手続等

### (1) 提出書類及び部数

① 提出部数 1部

② 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 会社概要書（様式第3号）

エ 同種又は類似業務実績報告書（様式第4号）

(2) 提出期限 令和2年1月23日（木）午後5時とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）により提出すること。

持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 参加資格の通知提出された参加表明に係る提出書類等に基づき、事務局において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）に記載されている担当者のメールアドレスに通知する。

(5) その他

- ① 受付期間内に参加表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できないこととする。
- ② 提出された参加表明書類等は返却しないものとする。
- ③ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。
- ④ 参加表明書類提出後に辞退する場合は、公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式第11号）を令和2年2月5日（金）午後5時までに担当課まで提出すること。（持参又は郵送による。）

### 13. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式第5号）
- ② 技術者の概要（様式第6号）
- ③ 管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第7号）
- ④ 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式第8号）
- ⑤ 実施体制各種調書及び企画提案書等

(ア) 業務実施体制（任意様式）

(イ) 企画提案書（任意様式）

提案仕様書に基づき任意様式にて作成のこと。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部

(3) 作成要領

- ① 提出書類は、原則として日本工業規格A4判の用紙で作成すること。  
また、印刷は片面のみとする。A4サイズ以外の用紙を使用する場合はA4サイズに折り込むこととし、A3判の用紙1枚をA4判用紙2枚としてカウントする。(イ) 企画提案書の枚数は30枚以内とする。
- ② 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいもので10.5ポイント以上とする。
- ③ 各提案書類には、各ページ下中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ④ 提出書類には、書類内容が判別できるようインデックスを貼付した表紙を付け、A4判縦長ファイルに綴じること。

(4) 提出期限

令和2年2月7日(金)午後5時とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送(宅配便可)により提出すること。

持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 14. プロポーザル審査方法

プロポーザル審査は以下のとおりとする。

(1) 1次審査(書類審査)

参加表明者が5者を超えた場合は、別紙1評価項目、評価基準表(1次審査)で示す審査基準により町長が定める組織が書類審査を行い、概ね上位5者を選定し、2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)対象者とする。

(2) 2次審査(プレゼンテーション審査)

企画提案についてのプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリング等を実施し、別紙2評価項目、評価基準表(2次審査)で示す審査基準に基づいて審査を行い、最も優れている提案者を特定する。なお、実施順は企画提案書の受付順とする。

- ① 実施予定 令和2年2月下旬頃予定

なお、詳細については決定次第、電子メールで通知する。

(3) 注意事項

- ① 出席者は3名までとする。
- ② 審査に使用する説明資料は事前に提出した資料のみとし追加は認めない。
- ③ パソコン スクリーン プロジェクター等の機器は町で用意する。
- ④ 発表時間は30分とし、質疑応答は10分とする。
- ⑤ 事業者の決定事業者に求める標準的な評価点数（以下「標準点数」という。）を50点とし、審査委員の合計点数が最上位かつ標準点数以上の者を優先交渉する事業者（以下「受託候補者」という。）と選定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者の決定後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し文書で通知するとともに、受託候補者の名称をホームページ上で公表する。

## 15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) その他本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

## 16. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することができる。
- (3) 提出された書類は返却しない。なお、審査以外の目的には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) このプロポーザル手続きにおいて、配布した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できない。やむを得ない特別な理由により変更する場合は町と協議の上で決定するものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、只見町個人情報保護条例（平成14年条例第23号）の規定による請求があった場合は企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 本プロポーザルは、最適な事業者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (9) 公募型プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- (10) 審査結果に対して異議申し立ては受け付けない。

## 17. 契約の締結

審査結果に基づき決定した受託候補者と業務内容及び仕様書等について確認し、随意契約交渉を行う。受託候補者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

なお、業務委託条件、仕様等は契約段階において、若干の修正を行うことがある。

また、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書に記載された金額及び予定価格の範囲内とする。

## 18. 実施者及び担当課

実施者：福島県南会津郡只見町

担当課：只見町役場 観光商工課 観光交流推進室

住所：〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

電話番号：0241-82-5240

FAX：0241-82-5235

Eメール：suishin@town.tadami.lg.jp

(別紙1)

評価項目、評価基準表 (1次審査)

No.	審査項目	評価事項			評点
1	事務所の能力等 (書類審査)	過去10年間の同種(※1)・類似(※2)業務実績	3件以上	3.0	
			2件	1.5	
			1件	1.0	
		福島県内本店・支店等の所在の有無		有	
			無	0.0	
2	実施体制 配置予定技術者の能力 (書類審査)	監理技術者の同種・類似業務実績	2件以上	3.0	
			1件	1.5	
			0件	1.0	
		主任技術者の同種・類似業務実績	2件以上	3.0	
			1件	1.5	
			0件	1.0	
3	提案内容 (書類審査)	テーマ1 <①> 只見町「道の駅」基本計画の策定方針について	5段階	4.0～ 20.0	
		テーマ2 <⑪> 管理運営計画及び事業収支計画の策定方針について	5段階	4.0～ 20.0	
		テーマ3 <②、③、⑧、⑨> 交通量・ニーズ等調査データの収集と評価・考察・提案に関しての方針について	5段階	2.0～ 10.0	
		テーマ4 <④、⑥、⑦、⑬> 会議開催や関係機関との調整等、事務支援の方針について	5段階	2.0～ 10.0	
		テーマ5 <⑩、⑫> 施設概要図の作成及びゾーニングの設定・概算設計費の試算に関しての方針について	5段階	2.0～ 10.0	
		テーマ6 <⑤、ほか独自案> 合理的かつ魅力的な具現化を図るための検討及び提案について	4段階	4.0～ 16.0	
4	見積金額 (書類審査)	上限金額以下で他社の見積金額との比較により得点を計算	評価得点の計算方法 ～3.0(※3)		
合計					

※1 同種とは、道の駅基本計画策定、道の駅基本構想策定を指す。

※2 類似とは、道の駅基本設計、道の駅実施設計を指す。

※3 最も安価な見積金額÷当該事業者の見積金額×配点(小数点以下2位を切捨)

※4 各項目の合計が満点の場合、合計点数は100.0となる。

(別紙2)

評価項目、評価基準表 (2次審査)

No.	審査項目	評価事項		評点	
1	事務所の能力等 (書類審査)	過去10年間の同種(※1)・類似(※2)業務実績	3件以上	3.0	
			2件	1.5	
			1件	1.0	
		福島県内本店・支店等の所在の有無	有	1.0	
			無	0.0	
2	実施体制 配置予定技術者の能力 (書類審査)	監理技術者の同種・類似業務実績	2件以上	3.0	
			1件	1.5	
			0件	1.0	
		主任技術者の同種・類似業務実績	2件以上	3.0	
			1件	1.5	
			0件	1.0	
3	理解度・コミュニケーション能力 (ヒアリング)	取組意欲	5段階	2.0 ~ 10.0	
		理解度	5段階	2.0 ~ 10.0	
4	提案内容 (書類、ヒアリング)	テーマ1 <①> 只見町「道の駅」基本計画の策定方針について	5段階	3.0 ~ 15.0	
		テーマ2 <⑪> 管理運営計画及び事業収支計画の策定方針について	5段階	2.0 ~ 10.0	
		テーマ3 <②、③、⑧、⑨> 交通量・ニーズ等調査データの収集と評価・考察・提案に関する方針について	5段階	2.0 ~ 10.0	
		テーマ4 <④、⑥、⑦、⑬> 会議開催や関係機関との調整等、事務支援の方針について	5段階	2.0 ~ 10.0	
		テーマ5 <⑩、⑫> 施設概要図の作成及びゾーニングの設定・概算設計費の試算に関する方針について	5段階	2.0 ~ 10.0	
		テーマ6 <⑤、ほか独自案> 合理的かつ魅力的な具現化を図るための検討及び提案について	4段階	3.0 ~ 12.0	
		5	見積金額 (書類審査)	上限金額以下で他社の見積金額との比較により得点を計算	
				合計	

※1 同種とは、道の駅基本計画策定、道の駅基本構想策定を指す。

※2 類似とは、道の駅基本設計、道の駅実施設計を指す。

※3 最も安価な見積金額÷当該事業者の見積金額×配点(小数点以下2位を切捨)

※4 各項目の合計が満点の場合、合計点数は100.0となる。